

令和6年度第2回山形県私立学校審議会議事録

- 1 日 時 令和6年12月26日（木） 13時30分から14時45分まで
- 2 場 所 県庁1001会議室
- 3 委員定数 11人
- 4 出席委員 10人
玉手英利、工藤恵子、奥山優佳、阿部則裕、九里廣志、齋藤哲、千葉亮子、原田久雄、山本絵里子、大貫英一（敬称略）
欠席委員 1人 稲毛利臣（敬称略）
委員の過半数である10人出席。私立学校審議会規則第4条により当審議会は成立
- 5 開 会（13時30分）
- 6 諮問事項及び協議事項
諮問第1号 「たかだま幼稚園」の廃止認可について
諮問第2号 「星幼学園」の収容定員に係る学則変更認可について
諮問第3号 「羽黒高等学校 通信制課程」の設置認可について
諮問第4号 「惺山高等学校 全日制課程」の収容定員に係る学則変更認可について
諮問第5号 「山形情報ITクリエイター専門学校」の設置認可について
諮問第6号 「大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校山形校」の目的変更認可について
諮問第7号 「大原スポーツ公務員専門学校山形校」の目的変更認可について
協議第1号 「惺山高等学校 通信制課程」の収容定員に係る学則変更認可に係る事業計画について

7 審議の経過及び結果

私立学校審議会規則第2条により玉手会長が議長となり、協議事項の審議に入った。はじめに議事録署名人の指名が行われ、議長より議事録署名人に齋藤哲委員と原田久雄委員を指名した。

（1）諮問第1号について

原田委員が当該諮問事項について、私立学校法第15条の「自己の関係する学校等に関する事件」にあたるため、審議前に退席。

原田委員退席後、事務局より諮問内容を説明し、審議を行った。

<主な質疑・意見等>

- ・幼稚園が認定こども園になったとき、引き続き「幼稚園」という名称を使用すると一般の方に誤解を与えないか気がかりである。（委員）
- ・名称については引き続き「幼稚園」とする施設もあれば、「こども園」と変更する施設もある。（事務局）
- ・名称は様々混在しているが、施設側は幼児教育と保育の違いを答えられるようになってほしい。（委員）
- ・全国の集まりで、幼稚園由来の認定こども園はこれまでの幼児教育を引き続き行

うことわかってもらうため「認定こども園～幼稚園」を名乗るべきという話があった。(委員)

- ・学校名はその教育理念を象徴するものであり、保護者から見て、教育と保育の違いについて入園時にしっかり説明が必要である。また、施設側も教育と保育の目的に沿って受け入れることが大事である。認可の際にそのような意見が出たことを伝えていただきたい。(委員)

諮問第1号については、認可を可とする答申を行うことを確認した。

(2) 諮問第2号について

事務局より諮問内容を説明し、審議を行った。

(質疑、意見等なし)

諮問第2号については、認可を可とする答申を行うことを確認した。

(3) 諮問第3号について

事務局より諮問内容を説明し、審議を行った。

<主な質疑・意見等>

- ・羽黒高校の自動車学科から通信制普通科に移ることは特に問題ないか。(委員)
- ・例えば、前籍校で取得した自動車学科の単位は、通信制高校の校長の判断により卒業に必要な単位に加えることができることとされている。(事務局)

諮問第3号については、認可を可とする答申を行うことを確認した。

(4) 諮問第4号について

山本委員が当該諮問事項について、私立学校法第15条の「自己の関係する学校等に関する事件」にあたるため、審議前に退席。

山本委員退席後、事務局より諮問内容を説明し、審議を行った。

<主な質疑・意見等>

- ・2年生からの選択コースの内訳はどうか。(委員)
- ・コースごとの定員設定は学校限りで可能であり、その時の状況に応じ柔軟に設定されるものと考えている。(事務局)

諮問第4号については、認可を可とする答申を行うことを確認した。

(5) 諮問第5号について

事務局より諮問内容を説明し、審議を行った。

<主な質疑・意見等>

- ・現地調査では、クリエイター育成について県内初というときは「ゲーム」クリエイターであることに注意すること、若者の県内就職により一層努力されたいことをお願いしてきた。(委員)

諮問第5号については、認可を可とする答申を行うことを確認した。

- (6) 諮問第6号及び諮問第7号について
事務局より諮問内容を説明し、審議を行った。

(質疑、意見等なし)

諮問第6号及び諮問第7号については、認可を可とする答申を行うことを確認した。

- (7) 協議第1号について
山本委員が当該協議事項について、私立学校法第15条の「自己の関係する学校等に関する事件」にあたるため、審議前に退席。
山本委員退席後、事務局より内容を説明し、審議を行った。

<主な質疑・意見等>

- ・通信制を希望する生徒が増えている現状を考えれば、県内にしっかり受け止めてくれる学校が増えるのはありがたい。通信制に行かなくても頑張れるような生徒をいかに育てていくか、幼児教育を含め考えていかなければならない(委員)

協議第1号については、事業計画のとおり実施して支障がないということを確認した。

8 報告事項

- (1) 報告事項1「第79回全国私立学校審議会連合会総会」について事務局から報告した。

(質疑、意見等なし)

- (2) 報告事項2「山形県学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」の一部改正について及び報告事項3「山形県準学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」の一部改正について事務局から報告した。

(質疑、意見等なし)

- (3) 報告事項4「本県を教育区域とする通信制高等学校に関する調査結果について事務局から報告した。

<主な質疑・意見等>

- ・不登校や長期欠席など学校とのかかわりが薄くなるほど生徒・保護者に情報が届きにくくなり、プッシュ型の情報に染まりやすくなる傾向があると思う。広域通信制に通う人数が見えるようにはなったが、どのように学び、卒業し、生きていくのか見えにくいし、心配である。通信制を選びたい中学生・保護者や中学校の先生に対し、県内の通信制高校の情報を積極的に発信していくべき。(委員)

- ・最初から通信制高校に入学した生徒数、高校を退学して通信制に入学した生徒数、年齢、学年など内訳は把握しているか。(委員)
- ・把握していない。(事務局)
- ・このデータは義務教育課にも提供して欲しい。(委員)
- ・本日の意見を踏まえてデータを提供する。(事務局)
- ・一昔前はいじめ、不登校の生徒が通信制に入学するケースが多かったが、今は中学校から直で入学する生徒が増えてきている。(委員)
- ・通信制高校の問題は教育委員会だけの問題ではない。庁内で連携して対応してもらいたい。(委員)
- ・義務教育の段階からどういう教育を受けたいかという意識づけが重要。中学校の段階でどのような教育ニーズがあるのかを把握できれば高校の魅力づくりに役立つのではないかと。教育委員会と連携して把握して欲しい。(委員)

10 閉 会 (14 時 45 分)